



大矢公園をリニューアルしました

●問合先 維持管理課維持グループ (☎ 38-5813)

岩倉駅西地区の大雨による浸水被害を緩和するための工事（公園の地下に雨水を一時的に溜める調整池設置工事）に伴い、大矢公園をリニューアルしました。

【大矢公園の歴史】

大矢公園は、昭和46年3月31日に供用開始しました。その後、平成9年に地元住民とのワークショップにより全面改修しました。そして、今回の工事により令和7年4月1日からリニューアルした大矢公園で遊べるようになっています。



昭和53年頃



平成12年頃



令和7年



【新しい遊具】

今までの遊具が新しい安全基準に適合した遊具になりました。

【シンボルモニュメント】

シンボルモニュメントは原型を活かしつつ修繕しました。岩倉ボランティアサークルの皆さんに協力いただき、大矢公園近隣の児童館に通うこどもたちにデザインを作成してもらいました。



新しいデザインタイトル

【ご協力ください】

公園内の築山は芝生の養生期間中のため夏ごろまでは、築山内へ入って複合遊具を利用することはできません。

小中学校屋内運動場等の空調設備設置工事を行います

●問合先 学校教育課学校教育グループ (☎ 38-5818)

小中学校の屋内運動場や武道場は、学校の授業や部活動、さらには学校開放として利用され、また、災害時の避難所にも指定されています。

昨今の猛暑から児童生徒を守り、学習環境を整えるため、空調設備の設置工事を行います。

空調設置工事の概要

- 工事期間 3月～10月（予定） ※学校毎に異なります。集中工事期間は利用できない場合があります。
- 工事施設 市内5小学校の屋内運動場、2中学校の屋内運動場および武道場
- 工事費 約5億8千万円

インターネットを使った市民アンケート

広報・市政 e モニター 募集

アンケートに答えて
QUO カード
1,000 円分

●問合先 秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801)

広報いわくらや市ホームページ等を通じて市が発信している情報をご覧いただき、市の取組について意見を伺う「広報・市政 e モニター」を募集します。この制度は、市民の関心や意向を把握し、広報活動および市政に活用します。

- 対象者 市内在住の申込時点で 18 歳以上の人 (電子メールが使える人)
- 募集人数 30 人 (応募者多数の場合抽選)
- 内容 月に 1 回程度のアンケートに回答
- 応募締切 5 月 15 日(木)
- 謝礼 QUO カード 1,000 円分 (アンケートに一定数以上の回答をした人)



▲申込など詳細は
市ホームページ

軽自動車税種別割の納税についてお知らせします

●問合先 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

軽自動車税種別割は令和 7 年 4 月 1 日の時点で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車を所有されている人に課税されます。

今年度の軽自動車税種別割の納期限は、**6 月 2 日(月)**です。納期限までに必ず納めましょう。

税率 (年額) 等詳しくは納税通知書に同封のお知らせ、または市ホームページを確認してください。



市ホームページ

よくある質問

Q

前年度までは 7,200 円だったのに、今年度は 12,900 円で高くなったのはなぜか。

A

最初の新規検査から 13 年が経過した車両 (平成 24 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査が行われた車両) は通常より高い税率 (年額) が適用されるためです。

★障がいのある人の軽自動車税種別割を減免します (1 人につき 1 台に限る)。

- 減免の対象 手帳 (障がいの区分や級別による可否あり) の交付を受けている人が所有する軽自動車等 (身体障がい者で年齢 18 歳未満の人または精神障がい者と生計をともにする人が所有する軽自動車等を含む)
- 必要なもの 運転免許証、身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳等、車検証、個人番号の分かるもの
- 申請期限 6 月 2 日(月)



令和 7 年 4 月から

二輪の小型自動車も継続検査用納税証明書が不要になりました

令和 5 年 1 月より軽自動車税納付確認システム (軽 JNKS) の運用が開始され、三輪および四輪の軽自動車の車検 (継続検査) で納税証明書が原則不要となっています。

新たに令和 7 年 4 月から二輪の小型自動車 (250cc 超) も対象となりました。

※今年度は二輪の小型自動車を所有し、かつ口座振替で軽自動車税を納付した人のみ納税証明書を送付します。

なお、来年度以降は納税証明書の送付は行いません。

- 納税証明書が必要となる人
 - ・軽自動車税を納付したばかりで、軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合
 - ・中古車の購入直後の場合
 - ・他の市区町村へ引っ越した直後の場合
 - ・対象車両に過去の未納がある場合



国民健康保険にご加入の皆さんへ

人間ドック費用を助成します ●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)

実施時期	4月～令和8年3月 ※受診券は令和8年2月末までに申し込んでください。
対象要件	国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人で、国民健康保険税に未納がないこと。 この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や岩倉市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	①市民窓口課に申込(電話・インターネット) → ②受診券の送付(※1) → ③医療機関に予約 → ④受診・費用の支払い → ⑤市民窓口課に申請(※2) → ⑥助成金の振込 ※1 要件を確認後、郵送します。 ※2 検査結果と領収書の提出が必要です(検査結果と領収書は申請時にコピーをとります)。

検査コース	検査の内容
Aコース	身長、体重、腹囲、BMI、視力、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、便潜血検査、胸部X線検査
Bコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT
Cコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT+胃部X線または胃カメラ
オプション検査	胸部CT、眼底・眼圧検査

検査コース	Aコース	Bコース		Cコース				オプション検査	
		腹部超音波	腹部CT	腹部超音波		腹部CT		胸部CT	眼底・眼圧
助成額	10,000円	12,000円	13,000円	胃部X線	胃カメラ	胃部X線	胃カメラ		
岩倉病院 (☎ 37-8155)	10,000円	17,000円	26,000円 (胸部CT込)	23,000円	29,000円	33,000円 (胸部CT込)	39,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
ようてい中央 クリニック (☎ 66-5133)	10,000円	15,000円	17,000円 (胸部CT込)	21,000円	27,000円	31,000円 (胸部CT込)	34,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
おしたに クリニック (☎ 38-3501)	10,000円	—	17,000円					+3,000円	
かみのクリニック (☎ 38-3800)	10,000円	15,000円	17,000円					+3,000円	
ませきクリニック (☎ 37-0175)	10,000円	15,000円	20,000円 (胸部CT込)					腹部CT選択 で同時受診	
有馬医院 (☎ 37-0123)	10,000円	15,000円							
いわくら内科・呼吸 器内科クリニック (☎ 66-3434)	10,000円	15,000円							
丹羽内科 クリニック (☎ 66-3366)	10,000円	15,000円							
のぞき内科・循環 器科クリニック (☎ 37-2018)	10,000円	15,000円							
いとうクリニック (☎ 38-1112)	10,000円								
岩倉東クリニック (☎ 66-1210)	10,000円								
名草クリニック (☎ 37-1700)	10,000円								

〈インターネットなら24時間申込受付〉
Aコースの場合 助成を受けると
自己負担0円 となります。
まずは市民窓口課に申込ください。
☎ 38-5833



★検査費用額は、令和7年4月1日現在のものです。受診時期によっては金額が変更される場合がありますので、予約時に医療機関で確認してください。

後期高齢者医療にご加入の皆さんへ 人間ドック費用を助成します

●問合先 市民窓口課医療グループ (☎ 50-0360)



後期高齢者医療加入者の受診機会確保のため、人間ドック費用の助成をしています。
 検査内容は、Aコースのみが対象です。

実施時期	4月～令和8年3月 ※受診券は令和8年2月末までに申し込んでください。
対象要件	後期高齢者医療に加入している人で、後期高齢者医療保険料に未納がないこと。 ※この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	国民健康保険と同様です。まずは、市民窓口課へインターネットまたは電話で申し込みください。
対象医療機関	国民健康保険と同様です。
検査内容	Aコースのみ。国民健康保険のAコースの検査内容と同様です。
助成額	10,000円

特定健診・健康診査の基本健診項目に、便潜血検査と胸部X線検査をプラスして、実質自己負担0円で受診できます。

脳検査・脳ドックの申し込みを受け付けます

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)
 医療グループ (☎ 50-0360)

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者を対象に脳検査・脳ドックの費用の一部を助成します。
 ※脳手術を受けた人、ペースメーカーを使用している人は、受診できません。
 ※検査機器は狭小ですので、閉所恐怖症の人は、検査できない場合があります。

申込期間	4月1日(火)～令和8年2月27日(金)	
申込方法	国民健康保険の加入者	後期高齢者医療の加入者
	市民窓口課にインターネット または電話 ☎ 38-5833 	市民窓口課にインターネット または電話 ☎ 50-0360 
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月1日現在 35歳以上の人 国民健康保険税に未納がないこと。 受診日に岩倉市で国民健康保険に加入している人 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料に未納がないこと 受診日に岩倉市で後期高齢者医療に加入している人
定員	75人	65人
受診期間	令和8年3月10日(火)まで (日曜日、祝日、年末年始は除く)	
受診医療機関	岩倉病院 (川井町)・ようてい中央クリニック (曾野町)	

検査名	検査項目	検査費用額	助成額	自己負担額
脳検査	血圧測定、MRI検査、MRA検査	25,000円	13,000円	12,000円
脳ドック ^(※)	問診、身体計測、血圧測定、MRI検査、MRA検査、血液検査、血液生化学検査、心電図検査、尿検査、聴力検査、胸部X線検査、血清クレアチニン検査	35,000円	13,000円	22,000円

(※) 特定健診・健康診査を受診される人または岩倉市が実施している人間ドック費用の助成を受ける人は、検査項目が重複するため、脳ドックは申込できません。

また、脳神経外科に定期的に受診している人は、申込前にかかりつけ医に相談してください。

★検査費用額は、令和7年4月1日現在のものです。検査費用額については、予約時に医療機関で確認してください。



自分で決めた暮らしや夢を実現するために

障害福祉サービスをご案内します

●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

障害福祉サービスとはあなたの「こんな生活をしたい」「こんな手伝いをしてほしい」という気持ちを応援する制度です。

障害福祉サービスの一例

家にいるとき

●居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人が、親などと一緒に暮らしたり一人暮らしをしたりするとき生活の手伝いをしてくれます。



日中過ごすところ

●生活介護

さまざまな活動や作業をする施設です。昼間に通います。お菓子をつくったり、アート作品をつくったり、簡単な作業をします。

●日中一時支援

家族が不在の時や休息のために、障がいのある人の日中の活動場所を確保します。



●地域活動支援センター

創作的活動または、生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

就職に関すること

●就労継続支援（A型・B型）

会社等で働くのが難しい、けれど働きたい障がいのある人が通います。仕事の練習ができます。

●就労移行支援

会社等で働きたい人が働くためのトレーニングを行い、就職に結びつくようサポートします。



出かけるとき

●同行援護

視覚障がいにより移動が難しい人が外出する時、必要な情報を伝えたり移動の支援をします。外出先での代筆や代読もします。



●移動支援

外での移動が困難な人の外出を支援します。

泊まる場所

●短期入所（ショートステイ）

グループホームや施設に短い期間泊まって、生活に必要なことを手伝ってもらいます。病気や用事などで家族が世話できないときに使えます。

暮らすところ

●共同生活援助（グループホーム）

一つの建物で2～10人の障がいのある人が暮らします。食事やお風呂、着替えなどを職員が手伝ってくれます。

訓練するところ

●自立訓練

障がいのある人が自立した生活を送れるよう人との付き合い方や社会参加についてトレーニングや相談ができます。



この他にもさまざまな障害福祉サービスがあります。

あなたの「やりたい」や「困っている」を **まずはご相談ください**



★相談先 基幹相談支援センター (☎ 81-9973) 市役所 1階

▲その他の障害福祉サービスはこちら

岩倉市の高齢者福祉サービスをお知らせします

●問合先 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢者の皆さんに住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。それぞれに、下記に記載されている事項以外の要件がある場合がありますので、事前に問合先まで相談してください。

事業名	内容	対象者
生活支援型給食サービス	食生活の改善、健康保持及び安否確認が必要な人を対象に、夕食を配達します（年末年始を除く）。 ※市の助成額 1食 300円	ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯等であり、給食が必要と認められる世帯
緊急通報システム設置	緊急通報装置を設置し、急病時に緊急通報センターを通して、速やかに救助、援助につなげます。 ※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。	要介護・要支援認定を受けた、ひとり暮らし認定がある人、または70歳以上の高齢者のみの世帯等で、固定電話回線を有し、設置が必要と認められる世帯（固定電話回線がない人は携帯電話でも可）
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥（年1回）・乾燥（年2回）します。	ひとり暮らし認定がある人または常時ねたきりの状態の人
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で3カ月以上介護している人に月額5,000円の手当を支給します。	要介護4・5の人や、要介護認定を受けた人のうち認知機能の低下が認められる人を在宅で介護している人
高齢者日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器の生活用具を支給します。 ※課税状況に応じ、自己負担があります。	ひとり暮らし認定がある人
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います（年6回）。	在宅で、65歳以上の要介護4・5の人または常時ねたきりの人
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品（紙おむつ）の利用券を支給します。	市民税非課税世帯で、要介護4・5の人を在宅で介護している人 ※非課税世帯（要介護者および家族介護者の属する世帯全員）
シルバー優待証明カード交付	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待証明カードを交付します。	65歳以上の人
すこやかタクシー料金助成	85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券（基本料金と迎車料金を助成）を支給します（月2枚）。	85歳以上の人
	要支援認定の人等で、乗降介助が必要な人に基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金（1回500円を限度）を支給します（月2枚）。	65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限5,000円）を助成します（月1枚）。	在宅で、要介護4・5の人または常時ねたきりの人
家具転倒防止器具等取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具や、住宅用火災警報器（自分で準備した警報器）を取り付けます。	在宅で、ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯
高齢者見守り家族支援サービス	認知症等の高齢者が行方不明になった場合に位置情報専用端末機による位置検索サービスを利用する際の初期登録料を負担します。※月額利用料は利用者負担	要介護・要支援認定を受けた人の介護者、または行方不明になる可能性のある高齢者の介護者
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額（上限20万円）を助成します。※所得要件があります。	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない65歳以上の人
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します（上限50万円）。※所得要件があります。	65歳以上の要介護・要支援認定を受けた人等
高齢者等救命ボタン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命ボタン一式を配布します。	障がい・病気等で健康状態に不安を抱える人
認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録をしておくことで、早期発見、事故の防止に繋がります。事前登録した人は、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入ができます。	65歳以上で認知症があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人（若年性認知症の人も含む）

※ひとり暮らし認定は、65歳以上のひとり暮らしの人で、市が認定した人です。



戦没者等の遺族に対する

特別弔慰金 が支給されます

●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等救護法による遺族年金」等の年金を受けている人がいない戦没者等の死亡当時のご遺族に、第十二回特別弔慰金として額面27万5千円、5年償還の記名国債が支給されます。

- 対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族先順位1名
- 請求期間 令和10年3月31日(金)まで
※請求期間を過ぎると受け取ることができません
- 請求窓口 市役所1階福祉課障がい福祉グループ
※対象者によって必要な書類が変わりますので、詳しくは問い合わせください。

「出産・子育て応援金」は4月から

「妊婦のための支援給付」に 変わりました

●問合先 健康課健康支援グループ
(保健センター内☎ 37-3511)

●申請・金額

★1回目

申請日	支給内容
令和7年3月31日までの申請	出産応援金 5万円
令和7年4月1日以降の申請	妊婦支援給付金 5万円

★2回目

子の誕生日	支給内容
令和7年3月31日までの出生	子育て応援金 こども一人あたり5万円
令和7年4月1日以降に出生	妊婦支援給付金(2回目) 5万円×こども(胎児)の数

※1回目、2回目ともに助産師等との面談時に案内します。
※令和7年4月1日以降に流産、死産した場合も2回目の給付が受けられます。

詳細は市ホームページ▶



令和7年度に行う 市民参加の 市民参加の 手続きの 予定を公表 します

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38・5803)

市民参加条例の規定により、市の計画等の策定や評価を行うときには、市民の皆さんの意見を聴くため、審議会・意見交換会・アンケート・パブリックコメントなどの市民参加の機会を設けています。

令和7年度の市民参加の手続きの予定は、次のとおりです。

【策定または変更】

- ・第3期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・岩倉市生活排水処理基本計画
- ・第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・第4次子ども読書活動推進計画

【進捗等の評価】

- ・岩倉市自治基本条例
- ・岩倉市市民参加条例
- ・第5次岩倉市総合計画
- ・第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・岩倉市行政改革行動計画
- ・岩倉市男女共同参画基本計画

【中間見直し】

- ・第5次岩倉市総合計画
- ・岩倉市男女共同参画基本計画
- ・2021・2030
- ・岩倉市都市計画マスタープラン
- ・第2次岩倉市環境基本計画
- ・第5次岩倉市一般廃棄物処理計画
- ・第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

それぞれの実施内容や時期は、左記二次元コードから一覧表で見ることができます。



- ・第3期岩倉市地域福祉計画
- ・第2期岩倉市自殺対策計画
- ・第6期岩倉市障がい者計画
- ・第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画
- ・岩倉市緑の基本計画

震災等からかけがえのない人命や財産を守るため

木造住宅の耐震改修工事費など一部を補助します



▲市ホームページ

●問合せ 都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

無料 耐震診断



- 対象となる建築物 (以下全てに該当)
 - ①建築工事の着工が昭和 56 年 5 月 31 日以前
 - ②木造 2 階建て以下
 - ③構法が在来軸組構法または伝統構法
 - ④用途が一戸建て専用・併用住宅、長屋、共同住宅
- ※非木造住宅は、耐震診断費の補助を行っています。

●申込 申込票を上記問合せ先 (市役所 4 階) へ
申込票は窓口または市ホームページ

耐震診断の結果
倒壊の可能性が



高い場合

補助 木造住宅耐震改修等工事

木造住宅耐震改修 最大 115 万円

段階的耐震改修	一段目	最大 60 万円
	二段目	最大 50 万円

耐震シェルター整備 最大 40 万円

解体 (空き家を含む) 最大 60 万円

※段階的耐震改修を除いて、同一の敷地で、補助の対象となる工事は一度までです。

●申込 上記問合せ先 (市役所 4 階) へ事前に
相談してください。

ブロック塀等の 撤去費用を補助します



●問合せ 都市整備課計画営繕グループ
(☎ 38-5814)

地震に伴うブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、撤去費用の一部を補助します。

補助限度額 10 万円

※撤去するブロック塀等の延長に 1 m 当たり 1 万円
を乗じた額の 2 分の 1 の額

●補助対象 道路・公共施設の敷地に面する
ブロック塀等 (コンクリートブロック、レンガ、
大谷石等の組積造の塀で道路からの高さが 1
m 以上かつ組積造の部分が 80cm 以上のもの)

※家屋の建替え等に併せてブロック塀等を撤去する
工事は対象外

●申込 上記問合せ先 (市役所 4 階)
へ事前に相談してください。



▲市ホームページ

住宅のかさ上費用等の 浸水対策を補助します

●問合せ 都市整備課計画営繕グループ
(☎ 38-5814)

集中豪雨等による住宅の浸水被害を防止または、
軽減するため、浸水対策費用の一部を補助
します。

補助限度額

住宅かさ上 300 万円

※浸水対策工事費の 2 分の 1 の額

浸水防止施設設置 30 万円

※浸水防止施設の長さ 1 m 当たり 2 万円を乗じた額
の 2 分の 1 の額

●申込 上記問合せ先 (市役所 4 階) へ
事前に相談してください。



▲市ホームページ



令和7年度の区長の皆さんをお知らせします

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

区名	区長名	区名	区長名
大市場町	大嶋 幹夫	神野町	丹羽 幸一
下本町	伊藤 利和	石仏町	中山 東岳
中本町	服部 和徳	北島町	櫻井 信明
東町	石黒 伸次	野寄町	赤堀 昭二
中野町	坂西 辰彦	大地町	宮川 隆
本町(上市場)	飯田 賢	中央町	早川 清美
本町(北口)	佐藤 順司	川井町	浅田 義弘
本町(門前)	黒田 太多志	大山寺町	横井 義孝
西市町	鈴木 麻住	稲荷町	山田 幹夫
新柳町	横江 英樹	曾野町	阿部 修
新柳町1区	大井 佳子	五条町	山田 雅弘
鈴井町	長谷川 敬二	南新町	野田 健一郎
泉町	岩田 哲幸	東新町1区	時田 正人
八剣町	井上 和行	東新町2区	藤井 純二
井上町	柴山 住三	東新町3区	塚本 秋雄

岩倉市職員人事異動をお知らせします (令和7年4月1日付)

●問合先 秘書人事課人事グループ (☎ 38-5802)

()内は旧職名

【部長級】 福祉部長兼福祉事務所長 佐野剛 (総務部企画財政課長)、消防本部消防長 加藤正人 (消防本部総務課長兼防災コミュニティセンター長)

【課長級】 総務部企画財政課長 井手上豊彦 (総務部企画財政課主幹)、総務部税務課長 佐藤信次 (監査委員事務局長)、市民協働部市民窓口課長 佐野亜矢 (市民協働部市民窓口課主幹)、健康こども未来部健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 富邦也 (市民協働部市民窓口課長)、健康こども未来部こども家庭課長兼地域交流センター長 佐久間喜代彦 (健康こども未来部こども家庭課主幹)、消防本部総務課長兼防災コミュニティセンター長 小川薫 (消防本部総務課主幹)、教育部学校教育課長 酒井寿 (教育部学校教育課主幹)、教育部生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長 中野高歳 (教育部学校教育課長)、監査委員事務局長 神山秀行 (健康こども未来部こども家庭課長兼地域交流センター長)

【主幹級】 総務部企画財政課主幹 宇佐見信仁 (総務部企画財政課統括主査)、総務部企画財政課主幹 小出健二 (総務部行政課主幹)、総務部税務課主幹 丹羽真伸 (総務部税務課統括主査)、健康こども未来部健康課主幹 岡崎清美 (健康こども未来部健康課統括主査)、健康こども未来部こども家庭課主幹 (統括支援員) 水野晴子 (健康こども未来部こども家庭課統括主査 (統括支援員))、健康こども未来部こども家庭課主幹 水野功一 (市民協働部協働安全課主幹) 建設部商工農政課主幹 小野誠 (建設部商工農政課統括主査)、教育部学校教育課主幹 井上佳奈 (健康こども未来部健康課統括主査)

令和7年度市民活動助成金対象事業が決定しました

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民活動助成金は、地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充、マルチパートナーシップの促進を図っていく制度です。3月15日(土)に企画提案発表会を開催し、審査会の意見を聴いて以下のとおり決定しました。各事業のイベント情報等は、随時広報いわくらでお知らせします。

団体名	事業名	活動内容 (予定)
◆市民提案・公益的事業コース (団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業)		
岩倉ボランティアサークル	ワクワク！ 栄養満点くつきんぐ！	食や栄養素に関するクイズを出してゲーム感覚で楽しく学べるように工夫し、食育について勉強する。その後、グループで献立や創作料理を考え、実際に調理する(パンケーキや芋餅等の簡単にできるおやつを想定)。できた料理をみんなで食べて親交を深める。
東海つばめ学習会 岩倉教室	経済的に厳しい家庭の 子どもたちに学習支援 活動を行う事業	毎週日曜日の午後(13:00-15:00)に、主に市民プラザの会議室で参加者が集まり、勉強会を開催する。また、東海つばめ学習会の他の教室(全13教室)の生徒が参加する合同勉強会(年2回)や専門講師による中学英語の基礎講座、企業への見学会などを行う。
まちづくり百貨店	オープンファームを 通じた農業者と市民の 交流	市内営農者の協力により、市民が農作物の収穫体験を行うオープンファームを実施する。また、市民が気楽に農地に出向けるような場所づくり、農業体験ができるイベントを開催する。
ミズベリング 岩倉・五条川	五条川でSUP(サップ) を広めよう！	同団体が目指す「かわまちづくり」事業の一環として、五条川の水面を利用したサップウォーク、サップヨガ等を観光資源として掘り起こし、「五条川でサップ」が多くの人に認知されるように継続的に取り組む。また、3月下旬の桜の時期に、川側から桜花を鑑賞するSUPによるパレードを実施する。
◆行政提案・協働事業コース(市が解決を目指す行政課題について、あらかじめ設定したテーマに基づき、団体が自らの特性を生かして行政と協働で取り組む事業)		
社会福祉法人 曾野福祉会	にこにこ広場 ～Enjoyこそだて!!～	月に1回、外国にルーツのある家庭を対象に、子育て広場を開催し、講師による離乳食・食生活の指導や保育園・幼稚園に関する手続き等、子育てに関する情報提供を行うとともに、知り合いがなく孤立した「孤育て」になりやすい外国籍市民の居場所づくりを行う。また、子育て広場にきた保護者の支援ができるように市のホームスタート事業との連携を図る。
地域のしあわせ を考える会	持続可能な町内会 (行政区)をはぐくむ ワークショップ事業	町内会役員や地域の住民を対象に、持続可能な町内会(行政区)のあり方を学びあう事業を実施する。 ①町内会に関する意見交換会(「地域リーダー協働講演会」と連携) ②町内会ワクワク本音トーク座談会 ③町内会活動に現地見学&運営お助け体験会 ④住民による住民のための「町内会未来セミナー」 ⑤「町内会ワークショップかわら版」の発行

協働のまちづくりコーナー

【市民活動に関する問合先】市民活動支援センター(市民プラザ内☎・FAX 37-0257)

【掲載に関する問合先】協働安全課市民協働グループ(☎ 38-5803)

●まちづくりネットワークの説明ページはこちら→
なにか社会の役に立ちたい、特技を生かしたいと思っ
ている人は、右の二次元コードからご覧ください。



●『メルマガかわらばん』に登録してください。市
民主体のイベント情報を中心にお届けしています。
こちらから空メールを送ってください。→



『寺おん×縁日 2025』

●問合先 「いわくらい部」 山口 (☎ 080-5120-9402、メール iwakulive@gmail.com)

地域の拠りどころ「お寺」から音楽のあるまちづくりを！

プロやアマチュアミュージシャンの音楽ライブと、手作り雑貨やキッチンカーが並ぶ縁日型マルシェを、ぎゅっと詰め込んだ地域密着イベントです。

●とき 5月25日(日)午前10時～午後3時30分

●入場 無料

●ところ 正起寺(大地新町二丁目65番地)

※ボランティアスタッフを募集しています。